

斑鳩町登録スポーツクラブ活動要項

(目的)

第1条 この要項は、社会体育活動の拠点として中央体育館（アリーナ・サブアリーナ・武道場）を定期的、かつ継続的に使用するスポーツクラブが、クラブ相互間の協調をはかり、自主的で健全な活動と円滑な運営を行うことを促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(活動目標)

第2条 登録スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）は、中央体育館と密接な連携を保ち、クラブ活動により、健康保持・技術の習得をめざすのみではなく、その活動を通じて仲間づくりと地域社会の連帯意識を高め、町民の社会体育振興をはかることを目標として活動するものとする。

(奉仕活動)

第3条 クラブ員は、次に掲げる事項の奉仕活動を積極的に行うこと。

(1) クラブ活動により習得した技術・知識は単に自己満足にとどめることなく広く地域社会に還元奉仕するよう努めること。

(適格事項)

第4条 クラブは、次の事項に適合していなければならない。

- (1) スポーツ、レクリエーション等、町民の社会体育振興をはかることを目的として組織されたクラブであること。
- (2) 営利を目的とした活動を行わないクラブであること。
- (3) 特定の政党・宗教に利害関係のないクラブであること。
- (4) いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会の競技役員として協力すること。
- (5) 教育委員会が主催する事業の奉仕活動に参加すること。

(構成)

第5条 クラブの構成は、次の条件によるものとする。

- (1) クラブ員は、原則として町内居住者10名以上で構成すること。
- (2) クラブは、町外居住者を登録することを妨げない。
- (3) 監督者または指導者として成人が含まれていること。

(クラブ登録)

第6条 クラブを登録するときは、教育委員会へ登録申請書、会則、クラブ員名簿を届出なければならない。

2 前項の有効期限は、登録年度の3月31日までとする。

3 新年度の登録は、教育委員会の指定する日（例年2月頃）までに届出なければならない。年度途中での登録も可能とするが、教育委員会の指定する日（2月頃）までに届出がない場

合は、クラブ代表者会議への参加を認めない。

(クラブの活動支援)

第7条 教育委員会は、適格と認めたクラブに対し、施設、設備の貸与のほか、広報活動を支援する。

- (1) 各種体育施設の年間予約（クラブ代表者会議（2月開催）で決定する）
- (2) スポーツガイド掲載：クラブ名及び連絡先・活動内容等を記載する。
- (3) チラシ、ポスター等の掲示：中央体育館内の掲示板への掲示
- (4) 町広報掲載：小学生対象のクラブ員募集案内

(使用の承認)

第8条 中央体育館の使用は、クラブ代表者会議で決まった内容に基づき承認を受けるものとする。なお、クラブ代表者会議以降の追加登録クラブについては、登録申請後に使用内容の承認を受けるものとする。

2 前項の使用の承認を受けたクラブがその使用内容を変更または取り消しをしようとするときは、速やかに所定の用紙をもって教育委員会に届けなければならない。

(活動の回数)

第9条 中央体育館の使用は、1クラブ週1回を超えないものとする。ただし、町、教育委員会主催行事、スポーツ教室等の開催により使用中止または施設を調整することがある。

(使用申請)

第10条 使用する4週間前までに1ヶ月分の申請書を中央体育館へ提出する。

(使用料)

第11条 使用料は原則として、申請書提出と同時に1ヶ月分を中央体育館へ前納する。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特に必要であると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(活動時における遵守事項)

第13条 中央体育館を使用するクラブは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用前に事務所へ使用する旨を必ず申し出ること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、またはその恐れがあると認められる物を携帯したり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 敷地内において、喫煙はしないこと。（公共施設敷地内全面禁煙のため。）
- (4) 付属設備、備品、建物を破損したときは、クラブの責任において実費弁償すること。
- (5) 各施設（アリーナ、サブアリーナ、武道場）内での飲食は、一切禁止する。
- (6) 使用後は、清掃と使用備品の整頓を行い、事務所に終了した旨を申し出ること。

(7) ごみは、各自必ず持ち帰ること。

(活動時の制限または取り消し)

第14条 教育委員会は、承認を受けたクラブに対し、次のいずれかに該当する場合は、制限または取り消しすることがある。

- (1) 緊急の事態が発生したとき、若しくはその恐れがあるとき、または設備管理上支障のあるとき。
- (2) クラブ員が大幅に減少した場合、また、クラブ員の半分以上が町外居住者であるとき
- (3) いかるがの里・法隆寺マラソンの競技役員として2年連続協力しなかったとき
- (4) この要項に反した使用であると認められるとき。

(活動禁止措置)

第15条 クラブ活動が、法令またはこの要項に反した使用であると認めたときは、直ちにその活動を中止させ、改めないときは以後における中央体育館の使用を禁止する。

(主催事業の優先)

第16条 定期的に中央体育館を使用しているクラブであっても、町または教育委員会が主催、共催する事業、または教育委員会が許可した事業のために使用するときは、その事業を優先する。